

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地
地区画整理事業の事業計画を定めましたので、土地地区画整理法第55条第9項の規定
により、次のとおり公告します。

平成24年3月29日

京都市長 門川 大作

1 土地地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区
土地地区画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 事業実施期間

平成24年3月30日から平成29年3月31日

4 施行地区

京都市下京区郷之町，上之町，小稻荷町，下之町の各一部

5 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所内

6 事業計画の決定の年月日

平成24年3月22日

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)